

育児・介護休業取得者に対する職場復帰プログラムを実施した場合の助成金

32. 育児・介護雇用安定等助成金
（両立支援レベルアップ助成金（休業中能力アップコース））

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持回復を図る措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業団体に支給します。

助成内容

平成23年8月31日までに、育児休業期間が3か月以上の育児休業者（産後休業終了後引き続き育児休業をした場合は、産後休業期間を含みます。）又は介護休業期間が1か月以上の介護休業者（以下「対象労働者」といいます。）に対して、下表1の職場復帰プログラムを1つ以上実施している場合に職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて下表2に揚げる額を、下表3の限度額まで支給します。

表1

①在宅講習 （支給限度12か月）1か月以上実施	<ul style="list-style-type: none"> 事業主・事業主団体が作成した教材又は選定した教育訓練施設の講座の教材等を用いて、休業期間中のあらかじめ設定された期間に休業者の自宅等において実施 休業者の現在の仕事又は近く就く予定の仕事に関連した講習
②職場環境適応講習 （支給限度12日）月1日実施	<ul style="list-style-type: none"> 休業期間中に、事業主・事業主団体自ら実施 休業者が、休業期間中に職業能力の維持回復を図るために受ける講習等
③職場復帰直前講習 （支給限度12日）育児休業終了前3か月間又は介護休業終了前1か月間に3日以上実施	<ul style="list-style-type: none"> 休業期間中に、事業主・事業主団体が自ら実施又は選定した教育訓練施設で実施 休業者の職場適応性や職業能力の維持回復を図るために、指導担当者の下に実施される講習等
④職場復帰直後講習 （支給限度12日）休業終了後1か月間に3日以上実施	<ul style="list-style-type: none"> 復帰後に、事業主・事業主団体が自ら実施又は選定した教育訓練施設で実施 職場復帰直前講習と同様、休業者の職場適応性や職業能力の維持回復を図るために指導担当者の下に実施される講習等

表2

【支給対象労働者1人当たり支給額】

プログラム別支給単価		中小企業	大企業	支給限度
在宅講習	1月当たり	9,000円	7,000円	12か月
職場環境適応講習	1日当たり	4,000円	3,000円	12日
職場復帰直前講習	1日当たり	5,000円	4,000円	12日
職場復帰直後講習	1月当たり	5,000円	4,000円	12日

※各プログラムについて、支給単価に実施した月数又は日数を乗じた金額を支給します。

【プログラム開発作成費】※（ ）は情報提供を行った場合の支給額

中小企業	大企業
13,000円（20,000円）	10,000円（15,000円）

表3

企業規模	支給対象労働者1人当たり（限度額）
中小企業	21万円
大企業	16万円

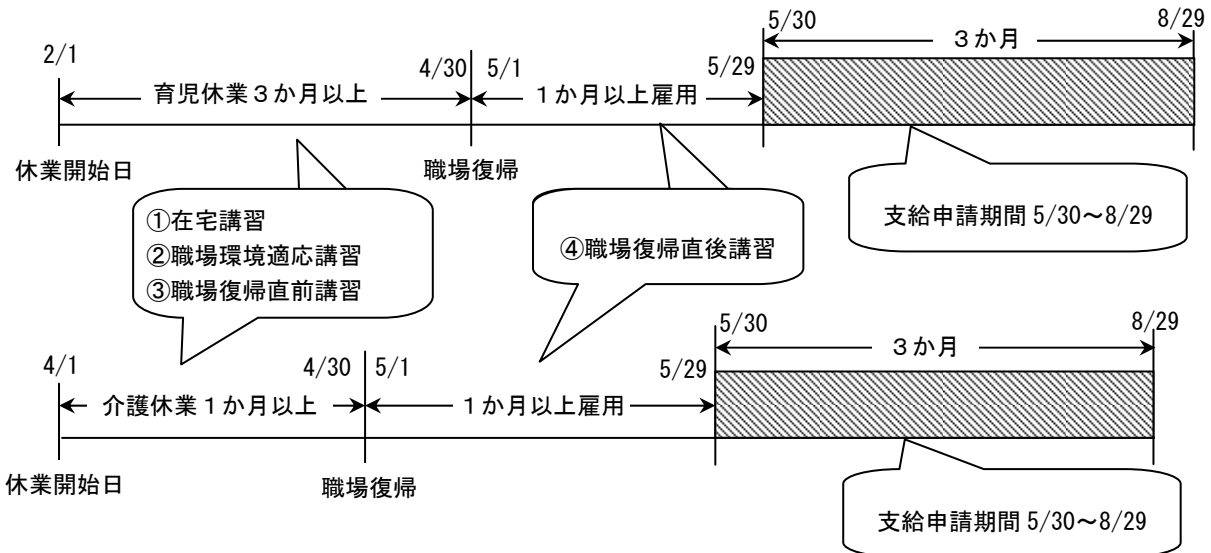
※支給は、1事業所当たり育児休業者、介護休業者それぞれ延べ100人までです。

受給手続き

- 支給を受けるには、育児休業又は介護休業終了日から起算して、1 か月を経過した日の翌日から3 か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を、平成23年8月31日までの間においては財団法人21世紀職業財団に提出する必要があります。

※郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効。

【例：休業開始日がそれぞれ2月1日、4月1日の場合】



利用にあたっての注意点

- 育児休業に係る職場復帰プログラムの場合は、育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、介護休業に係る職場復帰プログラムの場合は、同法に規定する介護休業及び所定労働時間の短縮措置等について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。
- 100人を超える労働者を常時雇用する事業主は一般事業主行動計画を策定・届出していることが必要です。
※平成21年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更した300人を超える労働者を常時雇用する事業主及び平成23年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更した100人を超える労働者を常時雇用する事業主は策定・届出に加え、公表し、労働者に周知させる為の措置を講じていることが必要です。
- 支給申請に係る対象労働者を育児休業（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業）又は介護休業の開始日に雇用保険の被保険者として雇用していたことが必要です。
- 支給対象となる措置は、労働者の勤続年数、休業期間、業務内容等を踏まえた休業後の円滑な職場復帰に資する内容のものであることが必要です。したがって、実施された講習が、支給対象労働者の職種と関連性が認められること、職務の熟練度に合った内容であること、職場適応性の観点から適切な内容であること等が必要でます。
- 職場復帰直前及び直後講習は、支給対象労働者が、事業所、事業主団体の事務局又は事業主等が選定した教育訓練施設に出向いて、指導担当者の指導の下に実施される講習である必要があり、業務の遂行や業務の引継ぎそのものは支給対象となりません。